

●【重要】入国前の「結核検査」について

2025年から、在留資格認定証明書の申請時に「結核の病気がない」ことを証明する書類が必要になります。

※合格次第、速やかに指定医療機関の予約をしてください。

☞ 対象者

以下の国籍で、日本に新たに中長期間（3か月以上）滞在する人が対象です。

（再入国の人は対象ではありません）

→ **フィリピン・ベトナム・ネパール**・インドネシア・ミャンマー・中国（※1）

※1 対象国のうち、インドネシア・ミャンマー・中国については、実施日は未定です。

※現在、他の国に住んでいる場合は、対象にならないこともあります。

☞ 何をする必要がありますか

日本政府が指定した病院で「胸のレントゲン検査」を受けます。

検査後、問題がなければ「結核非発病証明書」をもらいます。

在留資格認定証明書（COE）を申請する際に「結核非発病証明書」の提出が必要となります。

証明書の有効期間は、検査の日から 180 日間（または90 日間の場合もあります）。

入国後に提示を求められる場合があるため、「結核非発病証明書（本人控え）」は大切に保管してください。

☞ いつから必要になりますか

2025 年6 月23 日から：フィリピン・ネパール

2025 年9 月1 日から：ベトナム

インドネシア・ミャンマー・中国は、まだ開始日が決まっています。

詳しくは、「入国前結核スクリーニング」の **特設サイト** をご覧ください。

●厚生労働省ホームページ（入国前結核スクリーニング）<https://jpets.mhlw.go.jp/jp/>